

## 職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 主税局職員の非行事故

##### (1) 懲戒処分の内容等

事故者

氏名	現所属名	職種	職層	年齢	性別	内容
おの あきら 小野 晃	八王子都税事務所	事務	主事	44	男性	懲戒免職

##### (2) 事故の概要

事故者は、令和元年9月20日、上司の右足を蹴り、傷害を負わせた。

また、上司に対して、繰り返し、暴言を吐くとともに、特定の職員を誹謗中傷するメールを主税局内外の職員に送信するなどして、職場の秩序を著しく乱した。

さらに、度重なる上司からの業務上の指導に従わず、与えられた業務を行わなかった。

#### 2 福祉保健局職員の業務処理不適正事故

##### (1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

	職層	年齢	性別	内容
事故者A	主事	50	男性	停職6月
事故者B	主事	36	男性	停職1月

イ 管理監督者

福祉保健局 参事 口頭注意  
副参事 停職1月  
主事2名 口頭注意

##### (2) 事故の概要

事故者Aは、平成28年度から平成30年度までの児童通告書の一部(49件)を、未処理のまま対応を怠った。

事故者Bは、平成28年度から平成30年度までの児童通告書の一部(10件)を、未処理のまま対応を怠った。

※ 本件事故において、事故者の上司であった元副参事1名については、既に都を退職しており、地方公務員法が適用されないため、処分を行うことはできないが、減給1/10・1月相当額の自主返納を求める。

### 3 主税局職員の営利企業等従事制限違反事故

#### (1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	35	男性	停職3月

#### (2) 事故の概要

事故者は、平成24年3月から令和元年11月までの間、任命権者の許可を得ることなく、コンサート等のチケットを高値で転売し、約4,700万円を売り上げた。

### 4 主税局職員の服務規律違反事故

#### (1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	42	女性	戒告

#### (2) 事故の概要

事故者は、平成29年6月12日、税務総合支援システム端末を使用し、知人の個人情報、業務上の必要がないにもかかわらず閲覧した。

### 5 発令年月日

令和2年3月27日

問合せ先  
総務局人事部人事課（服務班）  
電話 03 - 5388 - 2376(直通)